

情報通信審議会 情報通信技術分科会
広帯域移動無線アクセスシステム委員会(第7回) 議事要旨(案)

1 日時

平成19年3月26日(月) 13:00~14:00

2 場所

三田共用会議所 第3特別会議室

3 出席者(敬称略)

委員会構成員:

安藤 真 東京工業大学大学院
 資宗 克行 情報通信ネットワーク産業協会(代理:中澤 敬)
 宮内 瞭一 (財)テレコムエンジニアリングセンター
 森川 博之 東京大学大学院
 湧口 清隆 相模女子大学
 若尾 正義 (社)電波産業会

事務局:

基幹通信課長 齊藤、同課課長補佐 今井、山下、同課マイクロ通信係長 佐々木、
 同課国際係長 杉浦、移動通信課長 奥、同課企画官 竹村、同課課長補佐 新田、
 同課第二技術係長 工藤

4 配布資料

【配布資料】		【提出元】
資料2021-7-1	広帯域移動無線アクセスシステム委員会(第6回)議事要旨(案)	事務局
資料2021-7-2	広帯域移動無線アクセスシステム委員会 技術的条件作業班検討結果報告概要	事務局
資料2021-7-3	広帯域移動無線アクセスシステム委員会 技術的条件作業班検討結果報告	事務局
資料2021-7-4	広帯域移動無線アクセスシステム委員会報告(案)に対する意見 の募集	事務局
参考資料	今後のスケジュール(案)	事務局

5 議事概要

(1) 前回議事要旨の確認について

事務局より事前に委員あてに案が送付されているため、詳細確認は省略され意見等あれば事務局あて連絡するよう安藤主査から説明があった。

(2) 技術的条件作業班からの検討結果報告について

若尾構成員より、資料2021-7-2及び資料2021-7-3に基づき技術的条件作業班検討結果報告について説明があった。主なやりとりは以下のとおり。

安藤主査: 7-2のp11「(1) FWA基地局間の隣接チャネル間干渉検討」で非同期の場合の所要改善量の値はモバイル検討時の値と同じか。

事務局: 伝搬モデルが違うため、若干大きな値となっている。

森川構成員: 同期の場合と非同期の場合で必要ガードバンド幅が違うが、これは省令等で規定しないのか。

事務局: 7-2のp16の技術的条件が無線設備規則等で規定されることになる。同期・非同期のガードバンド幅については、今後、周波数配置等を定める上で参照することになる。

湧口構成員: 固定的利用の場合は免許制、移動的利用の場合は登録制、を前提に検討されていることになるのか。

事務局: 技術的条件の検討に際しては、免許条件がどのようになるかは未定なので、基本的にどういった免許制度になっても対応できるよう検討を進めている。

宮内構成員: 7-2のp16で、WiMAXの送信バースト長は計5msとなる10通りとされているが、これと同期との関係は何か。

事務局: 7-3のp58の(6)イが、WiMAXの送信バースト長のパターンとなる。そして、システム間同士が同期するためには、送信のバースト長が同一でかつ同じタイミングであることが必要になってくる。

若尾構成員: 同期をとる場合には、基地局・端末局の送信バースト長は一意に決めないといけない。現在、10通りのパターンが用意されているが、同期の場合にはどれかひとつに限定し、周りの基地局もすべて変えなければいけないことになる。

森川構成員: 異なる事業者が同期をとるための技術的な方法、及び制度上の制約について教えていただきたい。

事務局: 技術的な方法としては、GPSで同期をとることができるので、基地局毎に送信タイミング等をあわせていただくことになると思う。制度上の事業者間調整については、今後の免許制度のなかで検討していくことになると思う。

安藤主査:既に検討済みのモバイルでの利用シーンと今回の利用シーンでの違いが分かる図が資料7-2で示されているが、一番分かりやすい違いとしては、アンテナの大きさ等かと思う。例えば、p2でMWA端末とFWA端末の違いを強調したり、p3でシーン1とシーン2の基地局を同じものを使う等、図を工夫していただきたい。

安藤主査より、上記指摘も踏まえ、委員会報告(案)について安藤主査及び事務局に一任とすることの確認があり、了承された。

(3) パブリックコメントの実施について

事務局より、資料2021-7-4に基づき、資料2021-7-3を委員会報告(案)としてパブリックコメントの手続きに入る旨の確認があり、了承された。

(4) その他

事務局より、参考資料に基づき今後のスケジュールについて説明があり、次回委員会は4月23日(月)午後開催予定であり、詳細は別途周知する旨連絡があった。